

防衛医科大学校達第15号

防衛医科大学校医学科学生の褒賞に関する達を次のように定める。

平成13年12月26日

防衛医科大学校長 一ノ渡 尚道

防衛医科大学校学生の褒賞に関する達

改正 平成26年 4月 1日達第 9号
令和 5年 6月30日達第 3号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校医学科学生及び看護学科学生(以下「学生」という。)に対する褒賞の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(褒賞の実施)

第2条 褒賞は、教育、訓練、学生隊服務その他各般の校内活動の各分野において、それぞれ優秀な成果を収める等、他の学生の模範となる学生に対し実施する。

(褒賞)

第3条 褒賞は、定期褒賞及び随時褒賞とし、学校長が行う。

(定期褒賞)

第4条 定期褒賞は、次の各号に該当する学生に対し授与するものとし、毎年3月及び4月に行う。

- (1) 学業成績が特に優秀な者
- (2) 訓練成績が特に優秀な者
- (3) 学生隊活動に特に尽力した者

(随時褒賞)

第5条 随時褒賞は、次の各号に該当する学生に対し授与するものとし、必要の都度行う。

- (1) 体力検定の成績が特に優秀な者
- (2) 学友会活動において特に優秀な成績を収めた者
- (3) その他これらに準ずると認められる者

(重複授与)

第6条 褒賞は1人の学生に対し重複して授与することができるものとする。

(褒賞の上申)

第7条 褒賞の上申権者は、医学教育研修センター長及び学生部長とし、褒賞上申書(別記様式)により、学校長に上申するものとする。

(実施要領等)

第8条 この達に定めるもののほか、褒賞の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この達は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

防衛医科大学校長 殿

褒 賞 上 申 書

令和 年 月 日

上申権者
官職名

氏 名

該当項目：第 条第 号

序列	学年	氏 名	上 申 理 由 及 び 上 申 権 者 意 見	その他参考事項

注 1：褒賞上申書は、第4条又は第5条の各号毎に別葉とする。

2：その他参考事項には、在学中における賞罰等を記入する。